

岩手県監査委員告示第12号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第31号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年3月5日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 菊池 武利
岩手県監査委員 谷地 信子

- 1 監査対象機関名 商工労働観光部企業立地推進課
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成21年4月23日
 - (2) 本監査実施日 平成21年6月18日
- 3 監査結果の公表の日 平成21年8月7日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
企業立地促進奨励事業費補助金の執行に当たり、事業実績書の提出を受けずに完了確認をしているものが2件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	補助対象である久慈市から事業実績報告書を徴収し、補助金関係書類に添付した。 また、補助金交付要綱に則った事務執行を行うよう周知徹底を図るとともに、回覧時の相互チェックの強化により、再発防止に努めることとした。